

保育サービスについて

入園要件について

- (1) 鳥取市に在住し住民登録をしていること、若しくは入園日までに鳥取市に転入予定であること
- (2) 保護者等が鳥取市が定める理由により児童の保育ができないこと



料金について

- ・保育料は、児童と生計を一にしている父母の市町村民税所得割額を合算した額で鳥取市が算定します。（児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含める）
- ・3歳から5歳までの保育料は無償化となります。（副食費は無償化の対象外）
- ・4月1日現在の児童の年齢で年度内の保育料が決定されますが、年度の途中で年齢が3歳になっても保育料の変更はありません。年度途中で入所された場合も同様です。月途中の入退所につきましては日割り計算となります。

延長保育事業について

- ・保護者の就労等、やむを得ない事情のため利用可能時間以外の保育が必要と認められる場合は、延長保育を利用できます。ただし、事前に申込が必要です。
- ・各種軽減により毎月の保育料が無料になる場合であっても、保育料階層に応じて延長保育料は必要となります。

※利用料金につきましては、保育料階層区分及び利用時間で異なります。詳細は鳥取市 HP をご覧ください。

一時預かり事業について

- ・保護者の就労や病気、冠婚葬祭やボランティア、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、さまざまな理由により1週間に3日を限度として一時的にお預かりします。（土日祝除く）
- ・事前の登録が必要ですので、利用を希望される場合は下記園へ直接お申込みください。（利用日前日の正午まで） ※緊急的な事由の場合はご相談ください
- ・保護者の傷病、出産など社会的にやむを得ないと認められる場合は、連続する14日間（土日祝除く）を限度として利用することもできます。

※利用料金につきましては、児童年齢及び利用時間で異なります。詳細は鳥取市 HP をご覧ください

- 実施園 めぐみ保育園 （鳥取市吉方町 1-201 0857-27-1310）
 まつほこども園（鳥取市布勢 91-1 0857-28-0474）
 とうごう保育園（鳥取市西今在家 205-1 0857-53-1321）

休日保育事業について

- ・日曜、祝日に保護者の就労等により、家庭で保育ができない場合にお預かりします。事前の登録が必要ですので、利用を希望される場合は下記園へ直接お申込みください。（利用日の1週間前まで）

※利用料金につきましては1回2,000円となりますが、平日の園利用をお休みされる場合は無料となります。詳細は鳥取市 HP をご覧ください

- 実施園 わかばこども園（鳥取市吉方温泉 1-322 0857-22-2559）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

- ・全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化することを目的に、こども１人当たり月 10 時間を上限にお預かりします。但し、事業実施園の入所定員から在籍園児数を差し引いた範囲内での人数の受け入れとなります。
- ・平日（月曜日～金曜日）9：00～16：00 の時間帯で、利用料金はこども１人につき１時間あたり 300 円です。給食またはミルクを提供した場合は、１食あたり（ミルクは１日あたり）300 円をいただきます。また、利用終了時間を超過した場合は、１時間あたり 1,100 円の超過料金が発生します。
- ・利用希望日の１週間前までに予約が必要です。
- ・ご利用についての詳細は鳥取市 HP をご覧ください

- 実施園 おつみこども園 （鳥取市二階町 4 丁目 201 0857-22-5004）
 わかば台こども園（鳥取市若葉台南 2 丁目 205-2 0857-52-6126）
 よねさと保育園 （鳥取市中大路 49-1 0857-53-0411）